

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年福岡県規則第四十五号）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

削除 改正案	現行
<p style="text-align: right;">（条例別表第一の規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校（別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（別科を除く。）、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の就学に要する経費を負担すべき者として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下この条、次条第二項第二号、第四条第二項第二号、第七条第一項、第十一条第二項第二号及び第十二条第二項第二号において「保護者等」という。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。</p> <p>一 生徒等に保護者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同じ。）がいる場合 当該保護者</p> <p>二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）</p> <p>21 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第三条 条例別表第一の二の項の規則で定める支援金は、高等学校等又は特別支援学校の高等部を中途退学した後、県内に設置されている私立の高等学校等又は特別支援学校の高等部で学び直す生徒等に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」という。）とする。</p> <p>21 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>（条例別表第一の規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校（別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（別科を除く。）、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の就学に要する経費を負担すべき者として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下この条、次条第二項第二号、第四条第二項第二号、第七条第一項、第十一条第二項第二号及び第十二条第二項第二号において「保護者等」という。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。</p> <p>一 生徒等に保護者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同じ。）がいる場合 当該保護者</p> <p>二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）</p> <p>21 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第三条 条例別表第一の二の項の規則で定める支援金は、高等学校等又は特別支援学校の高等部を中途退学した後、県内に設置されている私立の高等学校等又は特別支援学校の高等部で学び直す生徒等に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」という。）とする。</p>

削除

改
正
案

現
行

削除

- 一 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 二 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 三 行政措置として生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第十九条第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の実施に関する事務
- 二 行政措置として生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 一 行政措置として生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第十九条第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の実施に関する事務
- 第五条 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 二 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の変更に関する事務
- 四 行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務

改 正 案

現 行

五 行政措置として生活保護法第二十九条第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護における資料の提供等の求めに関する事務

六 行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 行政措置として生活保護法第六十三条の五第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護における進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護に要する費用の返還に関する事務

九 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務

（条例別表第一の規則で定める事務）

第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年福岡県規則第三号）第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

削除

第七条 条例別表第一の六の項の規則で定める給付金は、国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。）とする。

	改 正 案	現 行
削除		
	第三条	第三条
	<p>条例別表第一の二の項及び三の項の規則で定める事務は、福岡県立学校授業料等減免規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号）第三条第一項の授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>条例別表第一の二の項及び三の項の規則で定める事務は、福岡県立学校授業料等減免規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号）第三条第一項の授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
	第四条	第四条
	<p>条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料に対する応答に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）とする</p>	<p>条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料に対する応答に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）とする</p>
	第九条	第九条
	<p>条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料に対する応答に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）とする</p>	<p>条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料に対する応答に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）とする</p>
	第十条	第十条
	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める支援金は、高等学校等又は特別支援学校の高等部を退学した後、地方公共団体の設置する県内の高等学校等又は特別支援学校の高等部で学び直す生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「高等学校等学び直し支援金」という。）とする。</p>	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める支援金は、高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
	2	2
	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
	第十二条	第十二条
	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める支援金は、県立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。</p>	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める支援金は、県立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。</p>
	2	2
	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>条例別表第一の一〇の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>

改 正 案

現 行

- 一 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

第五条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、私立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る公立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する情報とする。

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

第十二条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。
 一 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
 二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る行政措置として生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施、行政措置として同法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）
 三 当該申請を行う者に係る福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する情報

第六条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報をとする。

第十三条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報をとする。

	改 正 案	現 行
第七条	条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者による高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。	
第八条	条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第一百四四号）第十九条第一項に準じた取扱いによつて実施する保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによつて実施する保護の変更、同法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の開始若しくは同条第二項に準じた取扱いによつて実施する保護の変更又は同法第二十六条に準じた取扱いによつて実施する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）	条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者による高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

削除	二 (略)	第十四条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者による高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。
第十六条 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障がい者（以下「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者	二 (略)	第十五条 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第一百四四号）第十九条第一項に準じた取扱いによつて実施する保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによつて実施する保護の変更、同法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の開始若しくは同条第二項に準じた取扱いによつて実施する保護の変更又は同法第二十六条に準じた取扱いによつて実施する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）

	改 正 案	現 行
		<p>又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る 外国人保護実施関係情報とする。</p>
	<p>第九条 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第九条 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る障がい児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報とする。</p>
削除	<p>第十一条 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る障がい児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報とする。</p>	<p>第十八条 条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る障がい児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報とする。</p>
情報	<p>イ 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳（同法第二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された者に対しその程度等を証するものとして知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の交付に関する情報ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）次に掲げる</p>	<p>第十九条 条例別表第二の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）次に掲げる情報</p>

改
正
案

現
行

- | | |
|---|--|
| イ | 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報 |
| ロ | 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報 |
| 三 | 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報 |
| 四 | 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報 |
| イ | 当該徴収に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報 |
| ロ | 当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報 |
| 五 | 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）第一号に掲げる情報 |
| 六 | 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報 |
| イ | 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下の号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報 |
| ロ | 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報 |

改 正 案	現 行
<p>第十一條 条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報 イ・ロ（略）</p>	<p>第十一條 条例別表第二の九の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報 イ・ロ（略）</p>
<p>ハ 要保護者等に係る公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の額に関する情報 二〇六（略）</p>	<p>ハ 要保護者等に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 二 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 ホ 要保護者等に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 ヘ 要保護者等に係る外国人保護実施関係情報、行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報又は行政措置として同法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における進学準備給付金の支給に関する情報 ト 要保護者等に係る公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の額に関する情報 二〇六（略）</p>
<p>第十二条 条例別表第二の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十一条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法</p>	<p>第十二条 条例別表第二の一〇の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十一条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法</p>

	改 正 案	現 行
第十三条	条例別表第二の九の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	一・二（略）
第十四条	<p>条例別表第二の一〇の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する保護の実施に関する事務</p> <p>次に掲げる情報</p> <p>イ　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護に準じた取扱いによって実施する保護を必要とする状態にある者は保護を受けていた者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の費用負担に関する情報</p> <p>ロ　外国人要保護者等に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給に関する情報</p>	一・二（略）
第二十二条	条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	一・二（略）
第二十三条	<p>条例別表第二の一二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一　行政措置として生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施に関する事務　次に掲げる情報</p> <p>イ　行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護を必要とする状態にある者は保護を受けていた者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の費用負担に関する情報</p> <p>ハ　外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報</p> <p>二　外国人要保護者等に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p> <p>ホ　外国人要保護者等に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報</p> <p>ヘ　外国人要保護者等に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>ト　外国人要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報</p>	

改
正
案

升
現
行

リ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報度に関する情報

ヌ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ル 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

ヲ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ワ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ヨ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施

改 正 案

現 行

、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報

タ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（精神通院医療に係る自立支援医療費に限る。）の支給に関する情報
レ 外国人要保護者等に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報

ハ 外国人要保護者等に係る公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の額に関する情報

二 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによつて実施する保護の開始又は同条第九項に準じた取扱いによつて実施する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の変更に関する保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条に準じた取扱いによつて実施する保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

二 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第九項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

改 正 案

現 行

五 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条に準じた取りによって実施する保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる情報

六 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

削除

五 行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる情報

六 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

第二十四条 条例別表第二の一三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の减免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報

改
正
案

現
行

- | | | |
|---|--|---|
| 九 | 公営住宅法第三十条第一項のあつせん等に関する事務 | 当該あつせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| 八 | 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 | 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報 |
| 七 | 公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務 | 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報 |
| 六 | 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報 |
| 五 | 公営住宅法第二十七条规定の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報 |
| 四 | 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 | 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報 |

改 正 案

現 行

十一 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報

第十五条 条例別表第二の一ーの項の規則で定める事務は、公立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行なう者に係る私立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する情報とする。

一・二（略）

第十六条 条例別表第二の一二の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

第十七条 条例別表第二の一三の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で

第十七条 条例別表第二の一五の項の規則で定める事務は、高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行なう者に係る高等学校等就学支援金の支給に関

第二十五条 条例別表第二の一四の項の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請を行う者に係る福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する情報

二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

三 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

第二十六条 条例別表第二の一六の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一・二（略）

第二十七条 条例別表第二の一七の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行なう者に係る高等学校等就学支援金の支給に関

改 正 案

現

行

定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第十八条 条例別表第二の一四の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）

第十九条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報とする。

第二十条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する情報とする。

第二十一条 （略）

第三十一条 （略）

第二十九条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、福岡県立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報とする。

第三十条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する情報とする。

第三十二条 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施に関する事務 外国人要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

一 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する保護の実施に関する事務

改 正 案

現 行

外国人要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるもの）を除く。）

二 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによつて実施する保護の開始又は同条第九項に準じた取扱いによつて実施する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の変更に関する事務 前号に掲げる情報

四 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによつて実施する職権による保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

五 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条に準じた取扱いによつて実施する保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる情報

六 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによつて実施する保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによつて実施する保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

二 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の開始又は同条第九項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の変更に関する事務 前号に掲げる情報

三 行政措置として生活保護法第二十六条第一項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによつて実施する職権による外国人の保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによつて実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

第二十三条～第二十五条（略）

第三十三条～第三十五条（略）

第二十六条 条例別表第三の八の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学

改 正 案

現 行

び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の交付に関する情報とする。

第二十七条 条例別表第三の九の項の規則で定める事務は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の交付に関する情報とする。

第三十七条 条例別表第三の九の項の規則で定める事務は、福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る福岡県立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する情報とする。